

1 調査の目的

本調査は、事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及び安全衛生教育の実施状況等の実態並びにそこで働く労働者の仕事や職業生活における不安やストレス、受動喫煙等の実態について把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料とすることを目的とするものである。

2 調査の範囲

(1) 地域

全国

(2) 属性的範囲

ア 事業所票

日本標準産業分類（平成25年10月改定）による「農業、林業」（林業に限る。）、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者10人以上を雇用する民営事業所

イ 個人票

上記アの事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者（以下「派遣労働者」という。）

3 報告を求める者

(1) 数

ア 事業所票

約14,000 事業所 （母集団の数 約95万事業所）

イ 個人票

約18,000 人 （母集団の数 約3,746万人）

(2) 選定の方法

ア 事業所票

事業所母集団データベース（平成28年次フレーム）を母集団とし、産業、事業所規模別に無作為抽出により選定する。

イ 個人票

上記アの事業所で就業している労働者を第2次抽出単位とした層化二段抽出法により選定する。なお、事業所票の対象事業所を抽出すると同時に個人票の対象とする事業所を確定する。

4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 事業所票

- 1) 企業及び事業所に関する事項
- 2) メンタルヘルス対策に関する事項
- 3) 長時間労働者に対する取組に関する事項
- 4) 受動喫煙防止対策に関する事項
- 5) 産業保健に関する事項
- 6) 安全衛生管理体制に関する事項

- 7) 正社員以外の労働者対策に関する事項
- 8) 有害業務の有無及び特殊健康診断の実施状況に関する事項
- 9) 危険性・有害性の低減に向けた措置（リスクアセスメント）に関する事項
- 10) 化学物質のばく露防止対策に関する事項

イ 個人票

- 1) 労働者の属性等に関する事項
- 2) 仕事や職業生活における不安やストレスに関する事項
- 3) 長時間労働に関する事項
- 4) 喫煙に関する事項
- 5) 一般健康診断に関する事項
- 6) 有害業務への従事の有無及び特殊健康診断の受診状況に関する事項

(2) 基準となる期日又は期間

原則として平成30年10月31日現在とした。

ただし、一部の事項については過去1年間(平成29年11月1日～平成30年10月31日)、過去3年間(平成27年11月1日～平成30年10月31日)又は平成30年7月1日が含まれる1か月間を対象とした。

5 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

ア 事業所票

厚生労働省－報告者

イ 個人票

厚生労働省－調査対象事業所－報告者

(2) 調査方法

ア 事業所票

配布－厚生労働省から報告者に郵送する。

回収－報告者が記入した後、厚生労働省あて郵送にて提出する。

イ 個人票

配布－調査の対象となった事業所に対して、厚生労働省から事業所票を送付するのに合わせて個人票を郵送し、事業所の担当者等が抽出要領に基づき対象労働者を抽出し、配布する。

回収－調査対象労働者が自ら調査票を記入し封緘した後に、事業所調査対象事業所に提出し、調査対象事業所から厚生労働省あて郵送にて提出する。

6 報告を求める期間

(1) 調査の周期

5年周期

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

平成30年11月1日～11月20日（事業所票、個人票とも同時期に調査を行う。）

7 集計・推計方法

産業、事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出した。

8 有効回答率

事業所調査	:	調査客体数 13,927	有効回答数 7,658	有効回答率 55.0%
労働者調査	:	調査客体数 17,930	有効回答数 9,039	有効回答率 50.4%

9 調査対象の抽出方法

(1) サンプルフレーム

事業所調査及び労働者調査の調査対象の抽出は、事業所母集団データベース（平成28年次フレーム）により作成された事業所リストをサンプルフレームとした。

(2) 標本設計

[事業所調査]

層化抽出法により決定した。

[労働者調査]

事業所を第1次抽出単位、労働者を第2次抽出単位とする層化二段抽出法により決定した。

(3) 目標精度

[事業所調査]

特定の属性を持つ事業所の割合についてその割合の値にかかわらず、産業、事業所規模別に標準誤差が原則5%以内となるように次の算式により標本事業所数を決定している。

$$S_i \geq \sqrt{\frac{N_i - n_i}{N_i - 1} \cdot \frac{P(1-P)}{n_i}}$$

S_i : 目標精度（比率の標準誤差）（= 5%）

N_i : 母集団事業所数

n_i : 標本事業所数

P : 特定の属性を持つ事業所の割合

i : 産業、事業所規模区分（層番号）

[労働者調査]

特定の属性を持つ労働者の割合について、その割合の値にかかわらず産業、事業所規模別に標準誤差が原則7%以内となるように次の算式により標本労働者数を決定している。

$$S_i \cong \sqrt{\frac{N_i - n_i}{N_i - 1} \cdot \frac{P(1-P)}{n_i}} \cdot C$$

S_i : 目標精度（比率の標準誤差）（= 7%）

N_i : 母集団労働者数

n_i : 標本労働者数

P : 特定の属性を持つ労働者の割合

i : 産業、事業所規模区分（層番号）

C : 2段抽出に伴う補正係数（= 2）